

有害獣捕獲強化対策事業実施要領

	平成 30 年 4 月 1 日	鳥獣対第 3 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 3 月 27 日	鳥獣対第 193 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 3 年 3 月 26 日	鳥獣対第 258 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 4 年 3 月 25 日	鳥獣対第 218 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 5 年 3 月 28 日	鳥獣対第 209 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日	鳥獣対第 206 号	農林水産部長通知
一部改正	令和 7 年 3 月 27 日	鳥獣対第 212 号	農林水産部長通知

第 1 事業の目的

鳥獣による農林水産被害金額は高い水準で推移し、シカ被害の県北西部への拡大、イノシシ被害の広域化、サル被害の深刻化等に対応するため、さらなる捕獲強化が必要である。

このため、農作物等被害の未然防止に直結する許可捕獲（有害駆除）の促進、兵庫県、鳥取県と連携したシカ捕獲、新規狩猟者の育成等を通じて、効果的な捕獲の強化を図る。

第 2 事業実施期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とする。

第 3 事業の内容等

事業内容、事業実施主体、採択要件又は補助金の額若しくは率は、別表のとおりとする。

ただし、捕獲頭数が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

第 4 被害防止計画

本事業は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項に基づく鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）の実現を図るため、被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲計画等との整合に留意しつつ、進めるものとする。

第 5 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第 2 号）（以下「計画書」という。）を作成し、市町村長へ提出するものとする。
- 2 市町村長は、1 により提出された計画書を様式第 1 号により県民局長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は計画書を作成の上、県民局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 県民局長は、2 により提出された計画書がこの事業の目的、内容、採択要件等に照らして適当であると認められる場合には、あらかじめ知事と協議の上、これを承認するものとする。

4 事業実施主体は、事業の目的に資するため必要があると認める場合には、計画書の内容を変更できるものとする。この場合において、計画書の次に掲げるいずれかの内容を変更しようとするときは、1から3までに準じて手続を行うものとする。

ただし、別表に掲げる事業種目相互間における流用はしてはならないものとする。

- (1) 補助金額の変更
- (2) 各事業の廃止又は新設
- (3) 事業実施主体の変更

第6 事業実績報告等

- 1 事業実施主体は、事業実績報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を事業完了から起算して30日を経過した日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い期日までに、様式第3号により県民局長に提出するものとする。
- 2 県民局長は、1により提出された報告書により、事業実施の完了を確認するとともに、速やかに報告書の写しを知事に提出するものとする。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、第3に定める事業実施に要する経費について別に定めることとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施につき必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

また、有害獣捕獲強化対策事業のうち、有害鳥獣駆除班活動奨励事業の実施要領は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

(別表) 第3関係

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助金の額又は率
<p>1 有害獣許可捕獲促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行うイノシシ、シカ、サルの許可捕獲助成事業に要する経費の助成 ・シカ 非狩猟期 (4/1~11/14、3/16~3/31) ・イノシシ、サル 通年 	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊や駆除班との協力体制が確立していること。 ・捕獲の際の事故の防止に努めること。 ・農林業被害を防止するための捕獲に限る。 	<p>1／2以内</p> <p>市町村が駆除班等の助成事業に要する経費の1／2以内を助成する。</p> <p>ただし、予算の範囲内において4,000円/頭を上限とする。</p> <p>なお、狩猟期のイノシシは2,000円/頭を上限とする。</p>
<p>2 兵庫・鳥取3県連携シカ捕獲強化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県境域で、捕獲強化月間（10/1～10/31）に市町村が行うシカの許可捕獲に対する助成 	鳥取県・兵庫県との県境域の市町村		<p>市町村が駆除班等に助成する金額と同額以内とする。</p> <p>ただし、予算の範囲内において、4,000円/頭を上限とする。</p>
<p>3 新規狩猟免許申請手数料等助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟免許（銃猟、わな猟）取得者が、取得の際に要する経費の助成（狩猟免許申請手数料、初心者講習会受講料） <p>※農業者又は駆除活動に確実に従事する見込みのある者に限る。</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県等が主催する捕獲技術向上のための講習会等への参加を積極的に勧めること。 	1／2以内
<p>4 銃所持許可申請手数料等助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に銃（装薬銃、空気銃）の所持許可を取得する際に要する経費の助成（初心者講習会、教習資格認定手数料、銃砲所持許可申請手数料、火薬の譲受許可申請手数料） <p>※駆除活動に確実に従事する見込みのある者に限る。</p> <p>※助成は、所持許可1件に対し1回とする。また、銃は1人1本までとする。</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降に銃の所持許可を取得し、当該年度の銃猟の狩猟者登録を行った者 	1／2以内